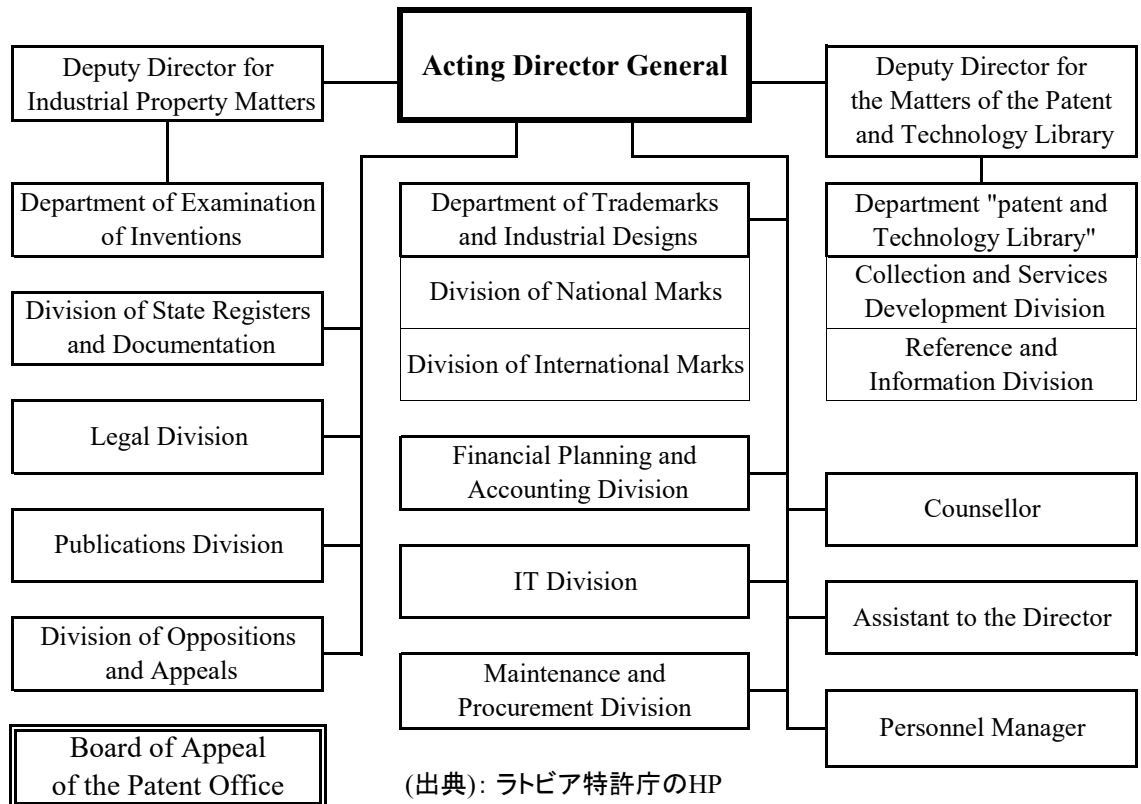


①国名	Republic of Latvia (LV) (ラトビア共和国)				
②名称	Ministry of Commerce and Industry Patent Office of the Republic of Latvia				
③所在地	Citadeles Street 7/70, Riga LV-1010, Latvia				
④連絡先	(電話)(371) 672 20 038		(FAX)(371) 670 99 650		
	(E-mail)valde@lrpv.gov.lv		(internet):www.lrpv.gov.lv		
⑤組織の長	Director				
	Mr. Agris Batalauskis				
⑥沿革	<p>(1) ラトビアにおいては、1920年2月5日にラトビア特許庁が設立され、1940年6月17日まで工業所有権保護制度が機能していた。</p> <p>(2) その後、ラトビアは1940年から1991年までラトビア・ソビエト社会主義共和国としてソビエト連邦の一部であった。ラトビアは1991年8月21日に「ラトビア共和国」として独立した。</p> <p>(3) ラトビアにおいては1991年11月26日に「ラトビア特許庁設立」の決定が採択され、1992年3月2日から「特許商標庁」が機能している。</p> <p>(4) 特許法については、1993年に特許に関する法律第60号が制定され、1993年3月31日から施行された。その後、1995年に続いて、2007年法律第34号により欧州特許に関する改正が行われた。また、2010年にも改正が行われた。</p> <p>(5) 意匠法については、1993年に意匠保護に関する法律が制定され、1993年6月10日から施行された。その後、2004年法律第283号により意匠法の改正が行われた。その後、2007年にも改正が行われた。</p> <p>(6) 商標法については、1993年3月9日に制定され、1993年4月7日から施行された。その後、1999年に法律第216号により改正が行われ、1999年7月15日から施行された。その後、2001年、2004年、2007年及び2010年にも改正が行われた。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、トポロジーの保護				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1993/1/21	1995/8/11			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1993/9/7	2010/6/12	1999/8/23	1999/8/20
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2009/3/16	1999/12/28		2002/3/6	2002/5/20
		ヘーグ			
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	1994/12/29		2005/7/26		
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1995/1/1	2000/1/5	1993/9/7	2005/4/14	1995/1/1	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1999/2/10			

①国名	Republic of Latvia (LV) (ラトビア共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	87	94	108	112
		(内 外国出願)	5	1	4	9
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	91	113	75	55
		(内 外国出願)	32	34	27	24
		(内 日本から)	2	1	1	
	商標	全数	2,591	2,194	2,366	2,308
		(内 外国出願)	1,499	1,220	1,253	1,127
		(内 日本から)	9	11	13	13
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	52	60	76	71
		(内 外国出願)	12	14	5	5
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	75	85	75	44
		(内 外国出願)	21	25	23	18
		(内 日本から)	2	1		
商標	全数	2,879	2,171	2,003	2,103	
	(内 外国出願)	1,624	1,264	1,129	1,083	
	(内 日本から)	12	13	4	11	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> ラトビア特許庁は、法務省(Ministry of Justice)の下部組織である。



①国名	Republic of Latvia (LV) (ラトビア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2015年1月1日版 * 2015年1月法の英文未入手のため2011年12月法にて解析した。
	③地理的効力の範囲	ラトビア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国。
	⑤出願人資格	発明者又は承継人(自然人、法人) (特許法第12条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ラトビアに居所又は事業所を有しない出願人は、ラトビアにおける公認の代理人を選任しなければならない。 (特許法第26条(1))
	⑦出願言語	ラトビア語 (特許法第28条(3)、(5))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。特許権の効力は、特許付与の公告の日から発生する。 (特許法第18条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第5条(1)、(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。 ・発明者による発明の開示。期間は開示日から6月。 (特許法第6条)
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (1) 発見、科学理論、数学的方法 (2) デザイン (3) 規則、精神活動を行なう方法、コンピュータープログラム (4) 情報の提示方法 (5) 発明の公開又は使用が、公の秩序若しくは社会の道德規範に反する場合 (特許法第9条(2)、(4))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。審査は、異議申立があった場合には前段及び後段の2段階の過程で、また異議申立がなかった場合には前段の段階のみで行われる。 審査の前段の過程では、新規性、進歩性、産業上の利用性に関する発明の特許性についての審査を経ることなく、要件を備えている発明に対しては特許の付与が行われる。 次に、審査の後段の段階において、特許の付与に対する異議申立があると、新規性、進歩性、発明の産業上の利用性に関する発明の実体についての審査が行われる。 (特許法第37条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第34条(1)、第35条、第37条(1)、第38条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公共の閲覧のために公開される。 (特許法第35条(1))
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、特許付与の公告の日から9月以内に異議申立を行うことができる。 (特許法第41条(1)、(2))
	⑰無効審判制度の有無	付与後異議申立制度：有。何人も、特許付与の公告の日から9月以内に異議申立を行うことができる。 (特許法第41条(1)、(2)) 無効審判制度：無。ラトビアにおいては、無効審判制度ではないが、特許の無効は何人も裁判所に、いつでも提訴することができる。(特許法第56条、第57条)
	⑱実施義務	有。登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方までの期間に、当該特許の実施が不十分な場合は強制実施権設定の対象となる。 (特許法第54条(1))

①国名	Republic of Latvia (LV) (ラトビア共和国)	
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 75 LVL(10クレームまで 15 LVL(10超の各クレームにつき))
		登録料 60 LVL
		[特許権維持に掛かる費用]
		年金 3年次 60 LVL
		4年次 90 LVL
		5年次 100 LVL
		6年次 105 LVL
		7年次 120 LVL
		8年次 150 LVL
9年次 180 LVL		
10～15年次 225 LVL(毎年)		
16～20年次 300 LVL(毎年)		
⑳料金減免措置の有無	有。発明者は40%、学生は20%に減額される。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Republic of Latvia (LV) (ラトビア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2014年12月11日改正 2015年1月1日施行
	③地理的効力の範囲	ラトビア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連盟(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者又はその譲受人。 (意匠法第10条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ラトビアに居所又は事業所を有しない出願人は、ラトビアにおける公認の代理人を選任しなければならない。 (意匠法第15条(9))
	⑦出願言語	ラトビア語。ラトビア語以外の外国語による書面は、ラトビア語の翻訳文の添付が必要。 (意匠法第15条(4))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年毎に4回更新することができる。(最長25年) (意匠法第31条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (意匠法第5条(1))
	⑩「グレースピリオド」	有。次の事項が規定されている。創作者、承継人による開示から12月。 (1) 意匠の創作が、秘密保全の条件の下(意匠法第7条(2)～(4)) (2) 意匠が意匠が、創作者又は権原承継人により開示された場合。この場合、期間は12月。 (3) 意匠の創作が、欧州共同体で活動する専門家が知るところとなる筈がなかったのに、博覧会において展示され、商業活動において使用され、又は他の態様で公衆の利用に供された場合。 (意匠法第7条(2)～(4))
	⑪不登録対象	(1) 公共の秩序又は道徳に反する意匠。 (2) 製品の技術的機能のみによって決定付られる製品の外観の意匠。 (3) 他の製品に関して機械的に接続されるために、厳密な形状及び寸法を再現することが必要である意匠。 (意匠法第9条)
	⑫実体審査の有無	無。出願は、方式要件を充足しているかについて、また不登録事由に該当しないか否かについて審査される。出願が要件を充足しており、拒絶理由がなければ登録が決定され、意匠の登録が公報により公告される。 (意匠法第21条、第24条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (意匠法第21条、第24条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (意匠法第20条(3))
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録されると公報により公告(公開)される。 (意匠法第25条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。意匠の公告(公開)を、出願日又は優先日から30月を超えない期間だけ遅らせることを請求することができる(その期間だけ秘密にすることができる)。 (意匠法第25条(2))

①国名	Republic of Latvia (LV) (ラトビア共和国)																			
②①異議申立制度の有無	有。何人も、意匠の公告日から3月以内に意匠の登録に対して異議申立を行うことができる。 (意匠法第28条(1))																			
②②無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、意匠の無効は何人も裁判所にいつでも提訴することができる(意匠法第38条)。																			
②③登録表示義務	無。登録表示の義務はないが、侵害訴訟となったときの対応のためには表示することが好ましい。 (意匠法第47条)																			
②④費用 単位 EUR (ユーロ)	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">[出願から登録までに掛かる費用]</td> </tr> <tr> <td>出願料</td> <td>30 LVL</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>45 LVL</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[権利維持に掛かる費用]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(年金)</td> </tr> <tr> <td>第2回の5年間</td> <td>120 LVL</td> </tr> <tr> <td>第3回の5年間</td> <td>160 LVL</td> </tr> <tr> <td>第4回の5年間</td> <td>200 LVL</td> </tr> <tr> <td>第5回の5年間</td> <td>240 LVL</td> </tr> </table>		[出願から登録までに掛かる費用]		出願料	30 LVL	登録料	45 LVL	[権利維持に掛かる費用]		(年金)		第2回の5年間	120 LVL	第3回の5年間	160 LVL	第4回の5年間	200 LVL	第5回の5年間	240 LVL
[出願から登録までに掛かる費用]																				
出願料	30 LVL																			
登録料	45 LVL																			
[権利維持に掛かる費用]																				
(年金)																				
第2回の5年間	120 LVL																			
第3回の5年間	160 LVL																			
第4回の5年間	200 LVL																			
第5回の5年間	240 LVL																			
②⑤料金減免措置の有無	有。創作者は40%、学生は20%に減額される。																			

①国名	Republic of Latvia (LV) (ラトビア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2015年1月1日版
	③地理的効力の範囲	ラトビア国内のみ。
	④他国制度との関係	欧州連盟(EU)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標 (商標法第3条、第34条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標、色彩商標、音響商標 (商標法第3条)
	⑦出願人資格	標章を所有する者(自然人、法人) (商標法第4条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第7条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ラトビアに居所又は事業所を有しない出願人は、ラトビアで公認の代理人を選任しなければならない。 (商標法第10条(11))
	⑪出願言語	ラトビア語 (商標法第10条(7))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。その後、10年毎に更新できる。 (商標法第21条)
	⑬「クレスピロト」	有。ラトビア又はパリ同盟の何れかの加盟国における公式又は公認の国際博覧会に展示の日から6月以内に出願する。(商標法第11条(3))
	⑭不登録対象	(1) 商標を構成しないもの。 (2) 識別力を有していないもの。 (3) 商取引における品質、数量、使用目的、地理的表示、製造日等々を示すだけの標識。 (4) 現在の言語において慣習化している標識。 (5) 商品の種類によって直接的に決定される形状からなる標識。 (6) 公共の秩序、道徳、倫理に反する符号。 (商標法第6条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第4条(7)、第8条(2))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第10条(9))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。予備審査を経て受理された出願は、第3条(商標としての適格性)、第6条(商標としての登録性)、第8条(周知商標との関連性)の要件について審査される。 (商標法第13条、第3条、第6条、第8条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度 早期審査制度 の有無	無。
	(21)出願公開制度の有無	無。公開制度制度はないが、審査の結果、出願が容認されると商標の登録が決定され、公報により登録が公告(公開)される(商標法第16条)。
	(22)異議申立制度の有無	有。利害関係人は、登録の公告日から3月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第18条)
	(23)無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、登録商標の無効は裁判所に提訴することができる(商標法第31条(1)、(3))。

①国名	Republic of Latvia (LV) (ラトビア共和国)	
(24)不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年間の不使用は、不使用取消の対象となり、裁判所に請求することができる。 (商標法第32条(1))	
(25)商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。 (商標法第10条(5))	
(26)図形要素の分類	無。	
(27)譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡を伴うことなく譲渡することができる。 (商標法第25条(1))	
(28)費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 60 LVL(1区分) 20 LVL(1区分超の1区分あたり) 登録料 65 LVL [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 120 LVL	
(29)料金減免措置の有無	無。	